

令和 7 年度 練馬区 集団指導

運営管理編



運営指導と集団指導

- ・ 練馬区では、「運営指導」と「集団指導」を行っています。
- ・ 「運営指導」では直接事業所に出向いて、面談方式で書類の閲覧や皆さまからヒアリングを行っています。



運営指導と集団指導

- ・ 「集団指導」では動画等を用いて、事業所運営に係る基準関係や、障害福祉サービス等の提供に際して注意していただく事項などのご説明を行っています。
- ・ 管理者をはじめとする皆さんに把握していただきたい重要な情報などをお伝えする場としています。



今年度の集団指導

- 今年度は4本の動画をご用意しています。

運営管理編（この動画）

利用者支援編

請求編（2本）

- 請求上の注意点について
- 移動支援事業 請求について



動画の内容

1 業務継続計画の策定

2 研修・訓練・見直し

3 関係法令等



視聴時の注意点

内容は主に厚生労働省が発行する

- ・障害福祉サービス事業所等における
新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン
- ・障害福祉サービス事業所等における
自然災害発生時の業務継続ガイドライン

に沿って記載しています。

それぞれの事業所が策定している業務継続計画等と異なる内
容がある場合は、読み替えなどによりご対応ください。お手元
の計画等を修正する必要はありません。



1 業務継続計画の策定



業務継続計画を策定する目的

- ・感染症や自然災害が発生すると、通常通りに業務を実施することが困難になります。



- ・サービスの提供を中断させない
 - ・可能な限り短い期間で復旧させる
- ために策定



業務継続計画（感染症と災害）

- ・ 業務継続計画は「感染症」と「災害」の策定が必要です。

個別に計画されている場合と一体的に策定されている場合があります。



令和 6 年度に業務継続計画の策定は
義務化されました。

- ・ 全ての障害福祉サービス事業者等
を対象に、業務継続に向けた計画等
の策定や研修の実施、訓練の実施等
が義務付けられています。

計画に必要な項目（感染症）

- ・ 感染症に係る業務継続計画に必要な項目が解釈通知に定められています。

平時からの備え

初動対応

感染拡大防止体制の確立



計画に必要な項目（災害）

- ・ 災害に係る業務継続計画に必要な項目が解釈通知に定められています。

平常時の対応

緊急時の対応

他施設及び地域との連携



2 研修・訓練・見直し

平時からの備え・平常時の対応 (研修及び訓練(シミュレーション))

- 策定した業務継続計画に基づいた研修及び訓練を定期的に実施する必要があります。
- 感染症と災害では内容が異なりますので、それぞれに対して定期的(年1回以上())に研修及び訓練を実施する必要があります。
()障害者支援施設等についてはそれぞれに対して年2回以上の実施が必要です



平時からの備え・平常時の対応 (研修及び訓練(シミュレーション))

- 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者の参加が望ましいとされています。
- 研修及び訓練は、それぞれの位置づけが明確になるように区別して計画から実施を行ってください。
- 研修及び訓練の実施後には、「感染症」及び「災害」について、「研修」及び「訓練」について、それぞれの内容を記録してください。

平時からの備え・平常時の対応 (研修及び訓練(シミュレーション))

- 研修及び訓練は、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。（解釈通知）
- 業務継続計画の中で、「関係機関」との情報共有や指示を仰ぐことが想定されている場合などは、手順や判断基準の確認などを研修で行い、実際の手順に沿って実践的な訓練を行うことも考えられます。（ガイドライン）



平時からの備え・平常時の対応

(研修)

- 感染症および災害に係る業務継続計画の内容を職員間で共有します。
- 平常時の対応の必要性や、緊急時の対応を理解することが必要です。

新規採用時には別に研修の実施をご検討ください。



平時からの備え・平常時の対応 (訓練(シミュレーション))

- 訓練(シミュレーション)は、感染症や災害の発生時に対して迅速に行動できるように実施します。
 - 業務継続計画に基づいた役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を行います。
- 机上及び実地で実施するものを、適切に組み合わせながら実施することが適切とされています。



感染症に係る業務継続計画について

- 感染症に係る業務継続計画の研修または訓練を、衛生管理に関する研修または訓練と一体的に実施することは差し支えありません。

衛生管理とは「感染症の予防及びまん延防止」のことです。

研修内容および訓練のそれぞれに、双方の内容が含まれている必要があります。

実施内容および記録内容は、それぞれの内容についてどのように研修および訓練が行われたのかを明確にしてください。



実施内容の記録

記録項目と注意点

- 開催日時および場所
研修と訓練の場所が異なる場合は分かるように記載します。
- 参加者および欠席者を記載します。
- 研修（訓練）内容は具体的な内容を記載します。
一体的に行った場合は、「何と何」を一体的に行い、どの部分
がどちらの研修（訓練）に該当するのかを明記しましょう。
- 参加者の反応や意見及び感想を記載します。
問題点や課題なども明記しましょう。



定期的な見直し

- 研修及び訓練で洗い出された問題点や課題などを活用します。
- 最新の動向や訓練等で洗い出された課題を業務継続計画に反映させるなど、定期的に見直しを行います。
- 最新の動向や、その時々で高まっているリスク、訓練時に判明した課題などと照らし合わせます。

新たな感染症の出現（感染症）や、ハザードマップの変更による見直しなど、外的な要因から見直しが必要な場合があります。



まとめ

業務継続計画は、感染症や災害の発生時のみならず、平時の取り組みが重要なことをご理解ください。

また、研修や訓練を通じて、従業者全員が業務継続計画の内容を把握し、不足の事態が発生した場合でも、迅速に行動できる体制づくりを行ってください。



ホームページ 厚生労働省

- 厚生労働省のホームページから、「ガイドライン」や「ひな型」などダウンロードできますので、ご活用ください。検索は「厚生労働省 障害福祉事業所 BCP」など。
- (感染症) 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- (災 害) 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html



(感染症)



感染対策マニュアルのダウンロードや研修動画を視聴できます。

冒頭でご紹介したガイドラインや「ひな型」をダウンロードできます

(災害)

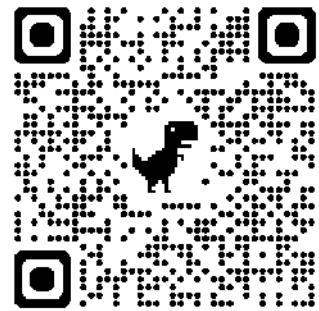


ホームページ 東京都・練馬区

- 東京都及び練馬区のホームページにも、動画や資料を準備しています。
検索は「東京都（練馬区）障害福祉事業所 BCP」など。
- (東京都) 障害者施設等におけるBCP策定等に係る参考資料
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/koza/bcpshien>
- (練馬区) 障害福祉サービス事業者等における業務継続計画について
https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/jigyo/shogai_bcp.html



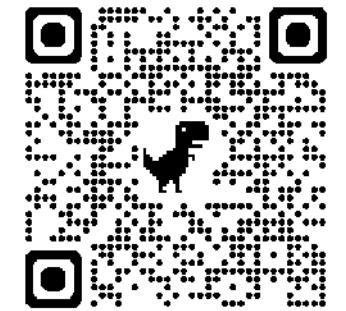
(東京都)



都におけるこれまでの事業関連資料が
掲載されています。

計画の作成例やハザードマップを参
照できるリンクをご用意しています。

(練馬区)



3 関係法令等





関係法令等

1 法令

障害者総合支援法、障害者総合支援法施行令、障害者総合支援法施行規則

障害者総合支援法 = 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

2 指定基準・運営基準等

障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【厚生労働省令第27号】

障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【厚生労働省令第28号】

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

【厚生労働省令第29号】

関係法令等

2 指定基準・運営基準等（つづき）

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 【都条例第135号】

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 【都条例第136号】

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 【都条例第137号】

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 【都条例第140号】

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
【都条例第139号】

東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
【都条例第155号】

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
【都規則第167号】

東京都指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
【都規則第175号】



関係法令等



3 解釈通知等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について
【障発第1206001号】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
【障発第0330第12号】

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
【障発第0330第13号】

障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第21号】

障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第22号】

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
【障発第0330第23号】

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
【障発第0126001号】

運営管理編は以上です。
引き続き「利用者編」をご
観覧ください。

ご質問等は受講報告の際に
入力してください。



ご視聴ありがとうございました。

引き続き「利用者支援編」をご視聴ください。



受講報告

全編視聴が完了したら、
ロゴフォームで受講報告
を送信しよう。

